

○安芸市地域猫活動登録に関する基準

令和7年11月1日制定

第1（趣旨・目的）

- 1 市民の快適な生活環境の確保を図ると共に、野良猫の増加を防ぎ住民間トラブルを無くす1つの方法として、野良猫を適正に管理する地域猫活動について、本市の推奨する考え方や手法に沿った活動を行なう団体等を承認するための基準を定め、広く市民に活動の周知を図ると共に、人と猫の共生する社会の実現を進めることを目的とする。

第2（定義）

- 1 この基準における用語の定義は、次の表に定めるところによる。

	用語	定義
イ	野良猫	所有・占有の意思を持ち、継続的に給餌・給水・世話等の管理を行う特定の者がいない猫
ロ	地域猫	地域に棲みついた野良猫のうち、地域の理解と合意のもと、不妊去勢手術の実施や給餌・排泄場所の清掃管理等、適正に管理されている猫
ハ	地域猫活動	猫を原因とする地域の生活環境被害や住民間トラブルを減少させることを目的として、地域住民の合意と協力により、地域住民が主体となって野良猫を減少させ地域猫として適正に管理する活動
ニ	地域猫活動団体等	地域猫活動を行なうことを目的として結成された団体及びグループ
ホ	活動場所	地域猫活動を行なう際の給餌及び排泄設備設置場所
ヘ	不妊去勢手術	猫の繁殖を制限するために行なう、メスの場合は卵巣又は卵巣及び子宮摘出手術、オスの場合は精巣摘出手術
ト	耳カット	繁殖制限措置済であることを識別するための表示措置で、耳の一部を切除すること
チ	自治組織等	町内会、自治会並びにこれらを構成する班等の自治組織又は安芸市長がそれと同等と認めるもの

第3（地域猫活動の要件）

- 1 地域猫活動は、次の要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 野良猫による著しい生活環境被害を被っている、又は、住民間トラブルを抱えている一定の区域を活動範囲とすること
 - (2) 活動範囲において、地域住民が主体的に活動を行なう団体等を結成して行なうものであること

- (3) 活動範囲が概ね安芸市内であること
 - (4) 活動範囲内のすべての自治組織等の同意を得ているか、同意を得る活動を行なっていること
 - (5) 安芸市地域猫活動実施要領に沿った活動であること
 - (6) 安芸市地域猫活動実施要領に示された全ての過程を実施するものであること
- 第4（地域猫活動団体等の要件）

- 1 地域猫活動団体等は、次の要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 活動範囲内の本市に在住する成人の者が代表者であること
 - (2) 本市に在住、在勤若しくは在学する別住所・別世帯の3名以上で構成されていること
 - (3) 代表者を含む構成員のうち2名以上が活動範囲内に在住、在勤若しくは在学していること
 - (4) 政治、宗教又は営利を目的とした団体及び官公庁又はその外郭団体でないこと
 - (5) 前号に掲げる団体から補助金・受託金等の交付を受けている団体でないこと

第5（地域猫活動の登録）

- 1 地域猫活動として登録を受けようとする者は、地域猫活動登録申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、安芸市長に申請するものとする。
- (1) 地域猫活動団体等構成員名簿
 - (2) 活動範囲を示した地図
 - (3) 活動場所付近の見取図及び平面図
 - (4) 活動場所の管理権原者の同意書
 - (5) 活動範囲内の自治組織等の同意書

2 安芸市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行ない、登録の可否を決定し、域猫活動登録可否通知書（様式第2）により地域猫活動団体等代表者に通知するものとする。

第6（登録期間）

- 1 地域猫活動の登録期間は、前条第2項の規定による通知をした日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、期間を過ぎたものはその効力を失うものとする。

第7（登録の更新）

- 1 前条に定める登録期間は更新することができる。
- 2 登録期間を更新する場合は、登録期間が満了する年度の3月1日から同月31日までの間に、安芸市長に申請しなければならない。
- 3 第5-1及び第5-2の規定は登録の更新において準用する。この場合において、「登録を受けようとする」とあるのは「登録を更新しようとする」に、「地域猫活動登録申請書（様式第1）」とあるのは「地域猫活動登録更新申請書（様式第3）」に、「域猫活動登録可否通知書（様式第2）」とあるのは「域猫活動登録更新可否通知書

(様式第4)」と読み替えるものとする。

第8 (登録の変更及び中止・廃止)

1 地域猫活動団体等は、次に掲げる事項に変更があった場合又は、当該地域猫活動を中止・廃止しようとするときは、地域猫活動登録事項変更(中止・廃止)届(様式第5)に変更内容を証する書類を添えて、安芸市長に届け出なければならない。

- (1) 地域猫活動団体等の名称、代表者の氏名及び住所
- (2) 活動場所
- (3) 活動予定期間及び活動概要
- (4) 地域猫活動団体等構成員名簿
- (5) 活動場所の管理権原者

2 地域猫活動団体等は、前項(1)、(2)又は(3)に掲げる事項に変更があった場合及び活動を中止・廃止した場合は、活動範囲内の自治組織等に報告しなければならない。

3 安芸市長は、中止・廃止の届出を受けた場合又は、登録された活動が既に終了しているときは当該地域猫活動の登録を廃止するものとする。

第9 (登録の取り消し)

1 安芸市長は、登録された地域猫活動が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正の行為により登録を受けたとき
- (2) 地域猫活動団体等が解散したとき
- (3) 当該地域猫活動団体等の活動実態が認められない、又は登録内容と異なるとき
- (4) 第3及び第4に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合

2 安芸市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、所定の域猫活動登録取り消し通知書により当該地域猫活動団体等代表者に通知する。

第10 (その他)

1 この基準に定めるもののほか、地域猫活動の登録に関し必要な事項は、安芸市長が別に定める。